

## ソシエタス総合研究所 倫理審査委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、倫理審査委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

### (審査事項)

第2条 委員会は、公益財団法人橋本財団ソシエタス総合研究所(以下「研究所」)で行われる研究に関し、申請者から提出された実施計画等を研究所倫理指針に従って、倫理的及び社会的観点から審査する。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 法律分野、人文・社会科学分野、自然科学分野、一般の立場から意見を述べることができる者を中心に3名以上

2 前項の委員は、理事長が任命する。

### (任期)

第4条 前条第1項第1号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員のうちから互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

### (委員会の成立)

第6条 委員会の成立には、委員の2分の1以上の出席を必要とする。

### (委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (判定)

第8条 審査の判定は、出席委員の3分の2以上の合意によるものとする。

2 委員が申請者である場合は、審査の判定に加わることができない。

### (事務)

第9条 委員会の事務は、公益財団法人橋本財団事務局が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、2022年 月 日から施行する。